

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
医師意見書記載に係る報酬等の支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第7条第2項第3号に規定する医師意見書記載に係る報酬等の支払いに関して規定する。

(医師意見書の記載に係る報酬)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項に規定する介護給付費等の支給決定に係る申請者（以下「申請者」という）の医師意見書記載に係る報酬として支払う金額は、別表1のとおりとする。

(診察・検査に係る費用等)

第3条 申請者に継続して受診している医師がいない場合であって、主訴及び異和等がない場合に初診として基本的な診療を行った場合は、それに係る報酬を支払う。ただし、基本的な診療で、治療及び治療に係る検査を必要と認めた場合の費用は支払わない。

2 基本的な診療によって特に医学的問題がない場合で、医師の判断により必要に応じて基本的な検査を行った場合の費用は、支払いの対象とする。

3 第1項に規定する基本的な診療に係る報酬の額は、別表2のとおりとする。

4 第2項に規定する基本的な検査の範囲及びその額は、別表3のとおりとする。ただし、実際に行った検査のみを費用支払いの対象とする。

(往診に係る費用)

第4条 医療を受けることを拒否している寝たきり等の申請者を医師が訪問する必要がある場合は、意見書記載に対する報酬、初診として基本的な診療に係る報酬及び第3条第2項に規定する検査に要する費用についてのみ支払いの対象とし、交通費に相当する費用等それ以外の費用が生ずる場合であっても、当該費用は申請者の自己負担とする。

(附則)

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日より施行する。ただし、令和 2 年 6 月 30 日以前に作成された医師意見書の記載に係る報酬の金額については、なお従前の例による。

別表 1

	在宅	施設入所
新規申請者	5,000円	4,000円
継続（更新）申請者	4,000円	3,000円

- ※ 継続（更新）申請者とは、更新申請において次に該当する者である。
 - (1) 施設入所者については前回申請時と同一の施設に入所している者
 - (2) 在宅の者については前回申請時と同一の医療機関又は医師が意見書を記載した者
- ※ 施設入所とは、社会福祉施設、医療施設等であって入院機能を有するものを含む。
- ※ 「施設入所」で支払うのは、これらの施設等の入院・入所者に対して、常勤・非常勤を問わず、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師が、その入院・入所者に関する医師意見書を記載した場合とする。
- ※ 施設入所者であっても、当該施設と関係がない医師が医師意見書を作成した場合には、「在宅」で支払う。
- ※ 課税された消費税分も支払うことができる。

別表 2

基本的な診察

	費用（円）
初診料（診療所）相当額	2,880
初診料（病 院）相当額	2,880

別表 3

検査項目	費用（円）
血液採取（静脈）	350
末梢血液一般検査	210
血液学的検査判断料	1,250
血液化学検査（10項目以上）	1,090
生化学的検査（I）判断料	1,440
尿中一般物質定性半定量検査	260
単純撮影（アナログ撮影若しくはデジタル撮影）	600（アナログ撮影の場合） 680（デジタル撮影の場合）
写真診断（胸部）	850
フィルム（大角）	115
合計	6,165（アナログ撮影の場合） 6,245（デジタル撮影の場合）